

令和6年2月14日(水)		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 石井(内2136) 住本(内2115) 直通TEL073-441-2136
	教育委員会	総務課 味村(内3668、直通TEL073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年1月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	3
職員等	0
計	3

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	1
面談	0
電話	0
計	3

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある振興局に勤務中離席が多く、着席時も携帯電話をよく見ている仕事に集中していない職員がいる。	振興局に調査を指示したところ、通報の事実が一部確認できたので、注意を行った。
② ある課に、業務に関連するある団体の事務局が入っている。当該団体の事務局は公舎から退去すべき。	該当課に確認したところ、左記の事実が認められた。 また、当該団体における不適正な事実は認められなかったが、既に公舎外への転居に向けて当該団体と協議を開始している旨の回答を該当課から得た。
③ 公用車に乗車している職員が喫煙していた。	関係所属に調査を指示したところ、通報の事実が確認されたことから、所属内で禁煙ルールの徹底について周知した旨の回答を得た。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	①③
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	1	②

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	0	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	3	①②③
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	0	

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	0
匿名	1
職員等	1
計	2

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	0
郵便・FAX	2
面談	0
電話	0
計	2

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 過去の通報の処理状況において、ある所属における上司からのパワハラについて、「職場環境の改善が必要」で片づけられているため、事実確認と適切な処分をしてほしい。 また、指示されていたハラスメント研修も行われていない。	教育委員会が当時行った調査について、改めて確認した結果、調査は適正に行われており、過去の通報の処理状況は適正で、問題がなかったことを確認した。 また、ハラスメント研修など、職場環境の改善に向けた取り組みが行われ、改善が進んでいることを確認した。
② ある県立学校で、令和3年度に在職した管理職より謝罪を強要するなどのハラスメントを受けていた。 また、今年度において、スクールバスの運行委託先の運転手について始業時と終業時の車両点検及びアルコール検査が行われていない。	ハラスメントに関して、当時の関係者に確認したところ、通報の事実は確認できなかった。また、スクールバス運行委託に関して、当該県立学校に調査させた結果、車両点検及びアルコール検査は行われていることを確認した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	①②
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	0	

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2	①②
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0	
(3)調査を継続中としたもの	0	
(4)不受理としたもの	0	

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(12月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通報内容	処理状況
R5.11月 ③ ある所属において、特定の職員に対し、必要な指示等が行われず、業務に支障がでている。このことはパワハラではないか。	調査の結果、指示の仕方等の変更については、所属内の人間関係や行き違い等を踏まえ、所属長が決定したものであるが、その意図等が十分に理解されていなかったことによるものであり、パワハラには該当しない。 また、当該所属長に対し、適切に職場の環境を整えるよう、注意した。